平成２３年（フ）第５５号
兵庫県南あわじ市倭文委文423番地
債務者　數田小百合
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
兵庫県洲本市桑間861番地
債務者　眞野　正巳
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
名古屋市千種区内山３丁目10番24号　姫川ヴィレッジ３Ｂ号
債務者　田鍋　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６１号
神戸市長田区菅原通２丁目105番地の１　ワコーハイツ西神戸302号、従前の住所神戸市兵庫区金平町１丁目19番14号
債務者　梅田由美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９１号
神戸市北区北五葉３丁目８番36―205号、従前の住所神戸市北区南五葉６丁目12番14―103号
債務者　森下　智博
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５９号
神戸市北区日の峰５丁目10番地の１　６―605号
債務者　岩井　祐二
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７号
神戸市垂水区舞子台８丁目12番５―103号
債務者　扇山　洋子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１号
神戸市北区北五葉５丁目17番６号
債務者　池本　沙紀
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２８号
神戸市灘区水道筋６丁目６番14号、従前の住所神戸市長田区大橋町９丁目５番７号
債務者　箱﨑　年男
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６９号
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住４号棟304号
債務者　小紫　和美
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７５号
神戸市垂水区西脇２丁目７番１―307号
債務者　井上　昌子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９号
福島県伊達市梁川町字町裏45番地３　メゾンド・広瀬105
債務者　坂本　恒男
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２００６号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目403番地　シルク壱番館101号
債務者　福原裕美子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９号
鹿児島県鹿屋市白崎町15番２号　エールブリエⅡ105号、前住所鹿児島県鹿屋市笠之原町1942番地　フェニックス笠之原Ｂ棟201号
債務者　池迫美起子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
青森市大字三内字稲元15番地１　ドリームハウス稲元102号
債務者　正代由美子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
青森市自由ケ丘１丁目１番地119
債務者　吹越　悦定
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６１号
青森市自由ケ丘１丁目１番地119
債務者　吹越　　馨
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係